



甚目寺庁舎に

手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきまし
ては、お問い合わせください。

問合先 社会福祉課

☎444-3135 FAX443-3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



までの子育て支援がいるあま市、ま
たは大治町内在住、または在勤の
方
※妊娠さん、または生後4か月未満
のお子さんをお持ちの方も仮登録
可能。事務局へお問い合わせくだ
さい。

※登録説明会への参加が必要です。
都合がつかない場合は事務局へお
電話ください。

定員 10人
申込 説明会の3日前までに電話、
またはメール

※説明会の無料託児有り(4か月か
ら未就学児まで、要予約、定員有
り)託児利用を希望の方は開催
日1週間前までに申込みが必要。

メール申込 件名「説明会申込み」、
本文に「氏名、電話番号、参加日、託
児の有無(有は名前、年齢・年齢)」
を記入して送信してください。



子育て
応援!
会員を募集します!

子育てのお手伝い(お子さんの送
迎・一時預かり)をしてほしい方、地
域の方にお願いしてみませんか?

登録説明会

日時 8月26日(金)午前10時～午前11
時45分

場所 あま市甚目寺公民館

対象 生後4か月から小学校6年生

子育て世帯生活支援特別給付金の ご案内

新型コロナウイルス感染症による
影響が長期化する中で、食費等の物

価高騰等に直面する低所得の子育て
世帯に対し、特別給付金を支給して
います。

支給対象者

○ひとり親世帯分

次のうち、いずれかに該当する方

① 令和4年4月分の児童扶養手当

の支給を受けている方

② 公的年金給付等を受けているこ
とにより令和4年4月分の児童扶

養手当の支給を受けていない方

③ 新型コロナウイルス感染症の影
響を受けて家計が急変し、直近の

収入が、児童扶養手当の対象とな
る水準に下がった方

○ひとり親世帯以外の子育て世帯分

平成16年4月2日から令和5年2月
28日生まれの児童(障がいがある場
合、平成14年4月2日生まれ以降の
児童)を養育する方のうち、次のいず
れかに該当する方

④ 令和4年4月分の児童手当また
は特別児童扶養手当の支給を受け
ており、令和4年度分の住民税均

等割が非課税の方

⑤ 令和4年5月から令和5年3月

までのいずれかの月の分の児童手
当または特別児童扶養手当の支給
を受けており、令和4年度分の住
民税均等割が非課税の方

⑥ ④または⑤の対象者のほか、支
給対象児童の養育者で、令和4年
度分の住民税均等割が非課税の方

⑦ 新型コロナウイルス感染症の影
響を受けて家計が急変し、令和4
年度分の住民税均等割が非課税で
ある方と同様の事情にあると認め
られる方

申請期間

①、④、⑤に該当する方
申請の必要はありません

②、③、⑥、⑦に該当する方
令和5年2月28日(火)まで

※申請書は、子育て支援課(甚目寺庁
舎)、美和・七宝市民サービスセン
ターで配付しています。

支給時期

①に該当する方
令和4年6月30日(木)に支払済

②、③、⑥、⑦に該当する方
申請から約2～3週間後

④に該当する方
令和4年7月19日(火)に支払済

⑤に該当する方
手当の認定が下り次第、随時支払

⑤ 令和4年4月分の児童手当また
は特別児童扶養手当の支給を受け
ており、令和4年度分の住民税均

等割が非課税の方

※該当者には、案内及び支払通知を

.ne.jp

FAX
4
6
2
0
1
6
0

☎4
6
2
0
1
5
0

✉ama-harufamisapo@clovernet



送付しますので、ご確認ください。

支給額

児童1人当たり一律5万円

申請場所

子育て支援課(甚田寺庁舎)

※「ひとつ親世帯分」と「ひとり親世帯以外の子育て世帯分」の両方に該当する場合、どちらか一方のみ支給を受けることができます。

問合先 子育て支援課

☎ 444・3173
FAX 443・3555

ひとり親家庭に対する手当の「」案内

児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下の(18歳到達年度の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育している方に支給されます。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいにある児童
- ④ 父または母から引き続き1年以上

上遺棄されている児童

⑤ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑥ 父または母が裁判所からの〇▽保護命令を受けた児童

⑦ 婚姻しないで生まれた児童

⑧ 父または母の生死が不明である児童

非該当要件

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方でも、支給対象とならないことがあります。

手当月額

児童1人の場合は、43,070円～10,160円、2人目の児童に対しては10,170円～5,090円が加算、3人目以降の児童に対しては1人につき6,100円～3,050円が加算されます。(受給者の所得により決まります。)

次の要件に当てはまる18歳以下の(18歳到達年度の3月31日まで)の児童を監護、養育している方に支給されます。

遺児手当(愛知県・あま市)

に同じ

② 父または母が1年以上行方不明である児童

非該当要件

児童扶養手当の非該当要件に同じ

手当月額(児童1名あたり)
愛知県遺児手当 4,335円

(支給期間は5年間、3年経過後は半額)

あま市遺児手当 2,000円
(支給期間は5年間)

児童扶養手当、遺児手当とともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得により、支給停止となることがあります。

問合先

問合先 子育て支援課
☎ 444・3173
FAX 443・3555

現況届の提出時期がきました

児童扶養手当・遺児手当(愛知県・あま市)を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、子育て支援課からの案内通知に必要書類を添えて提出してください。

この届出の提出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず手続きをしてください。

提出先

お住いの地区や受給の状況によって提出先が異なりますので、案内通知をご確認ください。

8月1日㈪～31日㈫
(ただし、土・日曜・祝日を除く)
※必要書類は、案内通知でご確認ください。

問合先 子育て支援課
☎ 444・3173
FAX 443・3555

